



福岡県医発第 1209 号 (地)
平成 28 年 7 月 29 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

筑紫野市子ども医療制度の制度拡大について

今般、標記の件につきまして、筑紫野市より、平成 28 年 10 月 1 日から下記のとおり拡大する旨、通知がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

なお、詳細につきましては、別添をご参照いただく又は、筑紫野市市民生活部国保年金課医療年金担当 (092-923-1111 (内線 282)) までお問い合わせくださいますようお願い致します。

記

<変更内容>

	現行 (～平成 28 年 9 月)	改正後 (平成 28 年 10 月～)
0 歳～3 歳到達月末	入院・入院外とも徴収しない	入院・入院外とも徴収しない
3 歳到達翌月 ～6 歳到達年度末	入 院 1 日あたり 500 円 (月 7 日限度) 入院外 1 月あたり 600 円限度	入 院 1 日あたり 500 円 (月 7 日限度) 入院外 1 月あたり 600 円限度
義務教育就学後 ～12 歳到達年度末	入 院 1 日あたり 500 円 (月 20 日限度) 入院外 3 割負担 (助成なし)	入 院 1 日あたり 500 円 (月 7 日限度) 入院外 1 月あたり 1,200 円限度
中学 1 年 ～中学 3 年年度末		入 院 1 日あたり 500 円 (月 7 日限度) 入院外 3 割負担 (助成なし)

※いずれも 1 医療機関ごとの負担となります。

(公 印 省 略)

28筑国第5150号

平成28年7月21日

福岡県医師会

会長 松田 峻一良 様

筑紫野市長 藤田 陽三

(国保年金課医療担当)

筑紫野市子ども医療制度の制度拡大について (依頼)

日頃より筑紫野市政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

標記について、子ども医療制度を別紙のとおり拡大しますので、お知らせいたします。

恐れ入りますが、福岡県医師会に加入している医療機関への周知をしていただきますようお願い申し上げます。

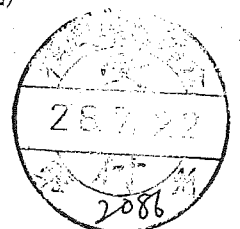
今後とも本制度の円滑な実施に御協力いただきますようお願いいたします。

【 問 い 合 わ せ 先 】

筑 紫 野 市 市 民 生 活 部

国 保 年 金 課 医 療 年 金 担 当

TEL 092-923-1111 (内線 282)



平成28年10月1日から筑紫野市子ども医療制度が変わります。

◆変更内容

	現行（～平成28年9月）	改正後（平成28年10月～）
0歳～3歳到達月末	入院・入院外とも徴収しない	入院・入院外とも徴収しない
3歳到達翌月 ～6歳到達年度末	入院 1日あたり500円 （月7日限度） 入院外 1月あたり600円限度	入院 1日あたり500円 （月7日限度） 入院外 1月あたり600円限度
義務教育就学後 ～12歳到達年度末	入院 1日あたり500円 （月20日限度） 入院外 3割負担（助成なし）	入院 1日あたり500円 （月7日限度） 入院外 1月あたり1,200円限度
中学1年 ～中学3年年度末		入院 1日あたり500円 （月7日限度） 入院外 3割負担（助成なし）

※いずれも1医療機関ごとに負担

◆注意事項

- ・重度障害者医療証、ひとり親家庭等医療証をお持ちの方は子ども医療証を使用できません。
- ・生活保護受給者は子ども医療制度を受給できません。
- ・平成28年9月末に医療証の差し替え分を送付します。
- ・新たに対象となった中学生は希望者のみ医療証を交付します。
（中学生が医療証交付前に受診した場合は後日償還払いの申請が必要になります。）

【 問 い 合 わ せ 先 】
筑 紫 野 市 市 民 生 活 部
国 保 年 金 課 医 療 年 金 担 当
TEL 092-923-1111（内線282）